

長運整第645号の2  
令和5年10月11日

自動車整備事業者 殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長  
(公印省略)

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」  
の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し（令和5年10月2日付け北信技整第96号）のとおり通知がありましたので了知願います。

北信技整第96号  
令和5年10月2日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

標記について、自動車局整備課長より別紙（令和5年9月27日付け国自整第124号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対して周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自整第 124 号  
令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、事業場間での作業員の業務支援だけでは整備に係る人材確保が困難な場合があり、事業場以外に勤務する整備士資格を有する者についても業務支援の対象となり得るのか問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

国自整第 197 号  
令和 2 年 11 月 11 日  
国自整第 124 号  
最終改正 令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。